記載例: 日本人間の婚姻(日本方式)

婚　姻　届

窓口届出日、または投函日を記入

令和 8 年 4 月 4 日届

❖ 鉛筆、シャープペンや消えやすいインクで書かないでください。
❖ 記載した文字等を訂正・加筆・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用せず、誤字に二重線を引き、訂正削除して下さい。

大使 殿

在マルセイユ日本国(総領事)

第　　号

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫になる人		妻になる人	
(フリガナ)	ガイム	イチロウ	スズキ	ハナコ
氏名	氏 外務	名 一郎	氏 鈴木	名 花子
	平成 9 年 9 月 9 日		平成 11 年 1 月 1 日	
(2) 住所	フランス国ローヌ県リヨン市第10区 パリ通り1番地		同左	
(3) 本籍(外国人のときは国籍だけを書い)	東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 番		東京都渋谷区恵比寿東三丁目4 番地 番	
	筆頭者 外務 太郎		筆頭者 鈴木 次郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父 外務 太郎	続き柄	父 鈴木 次郎	続き柄
	母 外務 洋子	長 男	母 鈴木 明子	二 女
	養父	続き柄	養父	続き柄
	養母	養 子	養母	養 女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 番		
(5) 同居を始めたとき	令和 7 年 7 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め)			
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)		☑初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
	夫 ✓ 妻 ✓ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8) 夫婦の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業 会社員		妻の職業 会社員	
その他				
届出人署名(※押印は任意)	夫 外務 一郎 印		妻 鈴木 花子 印	
事件簿番号				

(届出人の連絡先及び電話番号 1, rue de Paris, 69000 L
TEL. 06 00 00 00 00 (夫) 、07 00 00 00 00 (妻)
Email : gaimuichiro@todokede.com

自筆で戸籍の記載通りに署名ください。

捺印は任意です。

フランス国内の現住所、日中ご連絡可能な電話番号、及びEメールを記入ください

戸籍の記載通りに記入。日本の年号で記入

フランスの住所には「=」「・」等記号は使用しないで下さい。

本籍地には「-」は使わず、戸籍通りにご記入ください。
×2-6
○2丁目6番地

選択した方が戸籍の筆頭者になります。

証人		
署名(※押印は任意)	佐藤 健 印	高橋 愛 印
生年月日	平成 5 年 5 月 5 日	平成 12 年 2 月 2 日
住所	フランス国ローヌ県リヨン市第12区 マルセイユ通2番地	フランス国ローヌ県リヨン市第11区 ニース通11番地
本籍	神奈川県横浜市横浜区1丁目1 番地 番	千葉県千葉市千葉区3丁目3 番地 番

自筆で戸籍の記載通りに署名ください。

捺印は任意です。

証人は、成年であれば国籍は問いません。外国籍の方が承認になる場合は、ご本人がブロック体で署名し、どなたかがカタカナでフリガナをふって下さい。本籍地欄は「フランス国」等、国籍だけを記載して下さい。

記入の注意

届書はすべて日本語で書いてください。
ますので、鉛筆や消えやすい
戸籍のはじめに記載されてい
をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
川西岸地区及びガザ地区)

4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

5. □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。**ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。**
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

8. 夫 、妻 に当てはまると思うものに 夫✓ 、妻 ✓ のようにしるしをつけてください。

9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から**3か月以内**に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。

10. 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名(※押印は任意)してください。

11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。

12. 届書は 2 通出してください。

13. 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。

14. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。